

令和 4 年 1 月 3 1 日 招 集

第 2 回天草市議会（定例会）追加議案書

天 草 市

令和4年第2回天草市議会(定例会)追加議案書

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第89号	指定管理者の指定について(天草市総合交流ターミナル施設ユメール)	令和4年 2月21日		
議第90号	指定管理者の変更について(御所浦物産館)	〃		

議第 89 号

指定管理者の指定について

天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例（平成 18 年天草市条例第 218 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 4 年 2 月 21 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市総合交流ターミナル施設ユメール

2 指定管理者となる団体

天草市魚貫町 1636 番地

株式会社プライマリー

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 90 号

指定管理者の変更について

平成 30 年 12 月 21 日議決された議第 179 号「指定管理者の指定について」の一部を令和 4 年 4 月 1 日から次のように変更するものとする。

令和 4 年 2 月 21 日提出

天草市長 馬場 昭治

「しおさい館出荷協議会」を「御所浦未来島株式会社」とする。

（提案理由）

御所浦物産館の指定管理を行っている団体が法人化したことに伴い、当該法人を指定管理者に指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。